

「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」に係る緑化計画書の届出について（第55条第1項の届出-令和4年9月21日改正・令和4年9月21日施行-）

「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」第66条第1項の規定による届出が必要でない場合も緑化計画書の提出が必要となります。

接道部の緑化基準については、別添の接道部緑化率表をご確認ください。

■緑化基準

開発区域の面積	緑化基準	植栽標準本数
500㎡未満	開発区域面積の10%以上。 ただし、建築基準法第53条第3項第2号に規定する街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で八潮市長が指定するものは、9%以上。	20㎡当たり高木1本以上及び低木20本以上
500㎡以上3,000㎡未満	開発区域面積の12%以上。 ただし、建築基準法第53条第3項第2号に規定する街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で八潮市長が指定するものは、9%以上。	20㎡当たり高木1本以上及び低木20本以上
3,000㎡以上	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条に基づく基準による。 ※	

※県の条例に基づく書類については、埼玉県へ届け出をお願いいたします。

■届出対象外

商業地域及び近隣商業地域内の敷地又は一戸建ての住宅の敷地（宅地分譲を含む）については届出の対象外ですが、可能な限り緑化して下さい。

■提出書類

緑化計画書は2部（正・副）を提出してください。添付書類の①位置図、②植栽求積図、③植栽計画図（樹種名、形状寸法、数量、植栽位置を記入）についてもそれぞれ2部を提出してください。

■ 樹高基準

高木、中木、低木の樹高基準については以下のとおりです。

- ・高木とは植栽時の樹高が3.0m 以上のものとする
- ・中木とは植栽時の樹高が1.0m 以上3.0m 未満のものとする
- ・低木とは植栽時の樹高が1.0m 未満のものとする

■ 換算基準

植栽標準本数に基づいた植栽が困難な場合は、以下の換算基準に基づき計画してください。

- ・高木1本 ⇔ 中木2本 ⇔ 低木20本

■ 接道部緑化の緑地面積への代替

接道部緑化が困難な場合は、緑地面積へ代替することが可能です。

- ・代替緑地面積 (㎡) = 不足する接道部緑化延長 (m) × 0.3

■ 植栽本数算定基準の具体例

①例えば、敷地面積250㎡で共同住宅をご計画の場合

$$\begin{array}{l} 250 \times 0.1 = 25 \quad 25 \div 20 = 1.25 \quad \text{小数点以下を切り上げて2本(高木)} \\ \quad \quad \quad \quad \quad 25 \div 1 = 25 \quad \quad \quad \quad \quad 25 \text{本(低木)} \end{array}$$

以上より、敷地内に高木2本以上かつ、低木25本以上を植栽してください。

②例えば、角地にある敷地面積1,000㎡で工場をご計画の場合

$$\begin{array}{l} 1,000 \times 0.09 = 90 \quad 90 \div 20 = 4.5 \quad \text{小数点以下を切り上げて5本(高木)} \\ \quad \quad \quad \quad \quad 90 \div 1 = 90 \quad \quad \quad \quad \quad 90 \text{本(低木)} \end{array}$$

以上より、敷地内に高木5本以上かつ、低木90本以上を植栽してください。

接道部緑化の緑地面積への代替を行った場合、基準樹木本数は加算後の緑地面積から算定した樹木本数とします。

③例えば、敷地面積500㎡で基準接道部緑化延長8m、植栽可能な接道部緑化延長3mの場合

$$\text{代替緑地面積 (m}^2\text{)} = (8 - 3) \times 0.3 = 1.5 \text{ m}^2$$

$$500 \times 0.12 + 1.5 = 61.5 \quad 61.5 \div 20 = 3.075$$

3.075を切り上げて4本(高木)

$$61.5 \div 1 = 61.5 \quad \text{小数点以下を切り上げて62本(低木)}$$

以上より、敷地内に高木4本以上かつ、低木62本以上を植栽してください。

[問い合わせ先]

八潮市公園みどり課施設係

TEL048-996-2111 内線 320